

「令和7年度国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」 に係る企画提案公募要領

大阪府では、国際金融都市 OSAKA の実現に向け、大阪への金融系外国企業等の誘致につなげる下記の事業を実施します。この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

※金融系外国企業とは、外国法に基づき設立された資産運用業者（投資運用業、投資助言・代理業など）を中心とした金融系企業及びフィンテック企業（IT 技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業者）をさす。「等」については、海外のミドルバックオフィスなど金融系企業が業務を行うために必要な企業及び上記の国内企業も含む。

本事業は「令和7年度大阪府一般会計予算」及び「令和7年度大阪市一般会計予算」が各々議決され、本業務に係る予算が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募です。この条件が整わない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 事業名

「令和7年度国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」

(1) 事業の趣旨・目的

国際金融都市 OSAKA の実現に向け、特に大阪に強みがあり、在阪企業の成長に資する金融系外国企業等に対して個別アプローチを行ってニーズを把握・分析し、誘致に向けたきめ細やかな伴走支援を実施します。伴走支援については、ビジネスマッチングを重点的に行うほか、大阪府・大阪市が運営する『国際金融ワンストップサポートセンター大阪』（以下『サポートセンター』という。）とも連携して、ニーズに応じた各種サポートを提供します。加えて、金融系外国企業等の関心を引き出すよう、大阪の魅力やビジネスチャンス、インセンティブについて効果的に伝わるプロモーション・情報発信を行います。これらの取組みにより、大阪への金融系外国企業等の誘致を加速し、大阪経済の成長につながる好循環を構築します。

本事業の実施により、世界中から金融系外国企業等を呼び込み、日本の成長をけん引する東西二極の一極として、独自の個性・機能を持つ国際金融都市を形成し、大阪のさらなる飛躍につなげていくことをめざします。

(2) 事業概要

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

59,976,000円（税込）

2 スケジュール

令和7年2月10日（月曜日）	公募開始
令和7年2月17日（月曜日）	説明会開催
令和7年2月21日（金曜日）午後5時	質問受付締切
令和7年3月5日（水曜日）午後5時	提案書類提出締切
令和7年3月中旬（予定）	選定委員会
令和7年4月1日（火曜日）（予定）	契約締結、事業開始
令和8年3月31日（火曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近

1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和7年2月10日（月曜日）から令和7年3月5日（水曜日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府政策企画部成長戦略局国際金融都市担当

住 所：大阪府中央区大手前2丁目1番22号 府庁本館5階

電話番号：06-6944-6643

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、成長戦略局ホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/0920060/kikaku/osaka-kokusaikinyu/r7_yuuchi.html

からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和7年2月10日（月曜日）から令和7年3月5日（水曜日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本9部）

- イ 企画提案書（様式 2：正本 1 部、副本 9 部、別添仕様書に基づき作成）
※副本には、審査の公正を期すため、自社及び関連企業の企業名や企業名が明らかとなる事項は記載しないでください。
- ウ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部、副本 9 部）
※副本には、審査の公正を期すため、自社名を記載しないでください。
- エ 事業実績申告書（様式 4：正本 1 部、副本 9 部）
※副本には、審査の公正を期すため、自社名及び代表者名を記載しないでください。
※過去 5 年以内の実績を記載ください。
- オ 共同企業体で応募の場合、①～④の各書類
- ① 共同企業体届出書（様式 5：1 部）
 - ② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：1 部）
 - ③ 委任状（様式 7：1 部）
 - ④ 使用印鑑届（様式 8：1 部）
- カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部）
〔添付書類〕（正本 1 部を提出してください。）
（共同企業体すべての構成員分を提出してください。）
- ア 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
- イ 法人の場合は①、個人の場合は②及び③を提出してください。
- ① 法人登記簿謄本（1 部）
 - ・発行日から 3 カ月以内のもの
 - ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
 - ・発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
 - ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
 - ・発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書（①、②各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
- ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行する納税証明書
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し（①～③各 1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
- ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- オ 障害者雇用状況報告書の写し（以下のうち、いずれか 1 部）
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し（※）
 - ・令和 6 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類

を併せて提出して下さい。)

- ・令和6年4月1日現在の障がい者の雇用状況について(様式10)

(※)は報告義務のある方のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類はモノクロ(白黒)でもカラーでも可とします。

なお、プレゼンテーション審査は副本により行います。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本・副本とも、1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子メール等または電子媒体(CD-R等)により、データでの提出もお願いします(添付書類を除く)。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「令和7年度国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」

提案書 株式会社〇〇(事業者名)

オ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正等を求める場合を除く)。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和7年2月17日(月曜日)午前11時30分から午前12時まで

(2) 開催方法

オンライン開催

(オンライン会議システム Webex を使用します。申込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。)

(3) 申込方法

- ・電子メールで下記アドレスまでお申し込みください。

※電子メールアドレス：globalfinancialcity@gbox.pref.osaka.lg.jp

※件名に「【説明会申込み:「令和7年度国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」<事業者名>】」と明記してください。

- ・電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6944-6643)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで)

※電子メール以外(口頭、電話等)による申し込みは受け付けません。

※説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。

(4) 説明会への申込期限

令和7年2月14日（金曜日）正午必着

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年2月21日（金曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

- ・電子メールにて受付を行います。

※電子メールアドレス：globalfinancialcity@gbox.pref.osaka.lg.jp

※件名に「【質問提出：「令和7年度国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」＜事業者名＞】」と明記してください。

- ・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-6643）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）

※電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

- ・質問への回答は、令和7年2月27日（木曜日）までに成長戦略局ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/0020060/kikaku/osaka-kokusaikinyu/r7_yuuchi.html)

に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします（※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準8(5)参照のこと）。ただし、提案金額も同じ場合は、選定委員による多数決で決定します。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時については、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査では、既に提出した企画提案書のみを使用して行ってください。（既に提出した企画提案書の差替え及び追加提出は認めません。）

なお、プレゼンテーションは基本的に対面・紙資料で実施しますが、オンラインで参加いただくことは可能です。プレゼンテーションは、ご提出いただいた副本データを審査会場のモニターへ投影してご説明いただくことも可能です。その場合、機材・副本データ等は事務局が準備します。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点	
金融系外国企業等誘致事業	①本事業でめざすべき方向性と地域経済エコシステム活性化への貢献 ア) 本事業でめざすべき方向性や他都市との差別化を図るために強調し伸ばしていくべき個性についての考えが示されているか。また、提案全体がその考えに基づいたものになっているか。 イ) 提案全体を通じて、どのように地域経済エコシステムの活用・活性化につなげるかについて触れられているか。また、それは具体的かつ現実的なものか。	20 点	72 点
	②在阪企業とのネットワークの強化 ア) ネットワーク強化の手法、ハブ企業の活用方針（追加確保の有無を含む）について具体的な検討がされているか。 ③誘致候補企業の選定 ア) 誘致候補企業の数及び選定基準や根拠となる項目についての考え方（大阪進出の可能性についての判断基準含む）が示されているか。	15 点	
	④個別コンタクト、面談、伴走支援 ア) 令和6年度までにコンタクト済みの企業へのフォローアップの手法が示されているか。 イ) 反応を得やすい個別コンタクトの手法が示されているか。（大阪の独自性を踏まえているか） <u>※本項目の提案がない場合、④は「0点」となる</u> ウ) 有望企業等のニーズに対する伴走支援の内容及び手法（サポートセンター等の関係機関との連携方法を含む）	15 点	
	⑤イベント (AB) ア) イベントを企業誘致に繋げるための実施方法及びその規模並びに適切な実施回数が見られているか。 イ) イベント参加企業の分野（属性）、企業数とその確保手法について示されているか。 ウ) イベント周知・参加申し込み・アンケート回収のための効果的な手法が示されているか。 エ) イベント終了後の参加企業に対する伴走支援の内容及び手法が示されているか。	8 点	
	⑥プロモーション・情報発信 ア) 海外向けの情報発信に活用する具体的な媒体やその活用手法、発信の内容や回数が見られているか。 イ) 海外イベントに参加し、実施するプロモーションの内容及び実施回数が見られているか。 ウ) SNS の発信内容・頻度、活用方法、フォロワー数の増加方法など発信力強化の手法が見られているか。 エ) 国際金融都市 OSAKA ポータルサイトを活用した発信内容や頻度等が見られているか。	8 点	

	⑦進出済企業フォロー ア) 進出済企業を支援する方法が示されているか。	3 点	
	⑧その他 ア) 業務を円滑に遂行できる体制及び月次報告などを通じて進捗管理が可能なスケジュールが示されているか。	3 点	
業務遂行能力	①過去（5 年以内）に類似事業の実績を有することが示されているか。	3 点	16 点
	②在阪企業とのネットワークの有無や大阪での面談に臨機に対応できる体制が示されているか。	8 点	
	③海外を含めた国際金融業界に幅広いネットワークを有することが示されているか。 ④国際金融情勢に詳しいものが、大阪府市の求めに応じてアドバイスが出来ること。	5 点	
障がい者雇用	企業全体において、常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。 なお、共同企業体で応募の場合は、各構成員の平均点（小数点以下四捨五入）とする。		2 点
価 格 点	（価格点の算定式） $\text{満点（10 点）} \times \left(\frac{\text{提案価格のうち最低価格}}{\text{自社の提案価格}} \right)$ * 小数点以下は切り捨て		10 点
合 計			100 点

※仕様書「企画提案を求める事項」に記載のとおり、業務内容を不要とする提案を可としている。

その場合、代替えの手法等の提案を上記審査基準に基づき審査することとする。

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を成長戦略局ホームページにおいて公表します。

応募者が2 者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案事業者の名称 ※申込順
- ③ 全提案事業者の評価点（うち、価格点、提案金額含む） ※得点順
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて

入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除

します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。